

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年9月30日

【会社名】 テクセンドフォトマスク株式会社

【英訳名】 Tekscend Photomask Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-5418-3905(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【提出理由】

2025年9月4日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年9月12日付及び2025年9月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」に記載された内容に変更が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

変更箇所は_____ 罫で示してあります。

2 【報告内容】

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

1 第三者割当等による株式等の発行の内容
 (訂正前)

(省略)

項目	新株予約権
(省略)	
保有期間等に関する確約	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

(省略)

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(省略)

項目	新株予約権	新株予約権
(省略)		
新株予約権の譲渡に関する事項	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(省略)

(訂正後)

(省略)

項目	新株予約権
(省略)	
保有期間等に関する確約	割当日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

(省略)

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

(省略)

項目	新株予約権	新株予約権
(省略)		
新株予約権の譲渡に関する事項	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。	割当日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(省略)

以上